

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	兵庫県歯科医師会附属兵庫歯科衛生士学院
設置者名	一般社団法人 兵庫県歯科医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	歯科衛生学科	夜・通信	88単位	9単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.hda.or.jp/gakuin/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	兵庫県歯科医師会附属兵庫歯科衛生士学院
設置者名	一般社団法人 兵庫県歯科医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	教育課程編成委員会
役割	医療現場で必要とされる高度な専門知識や技術を遅滞なく歯科衛生士教育に反映すべく教育課程編成委員会を設置する。 関係施設や学術機関等の有識者を委員として迎え、講義・実習等の編成について、より良い職業教育が行えるよう検討する。 教育課程編成委員会で提案された意見を教員会で検討し、教育課程の編成の改善に活用する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
医療法人理事長	令和3年6月26日 ～ 令和5年6月30日	教員としての経歴あり
私立医科大学病院 主任教授・診療部長	令和3年6月26日 ～ 令和5年6月30日	教員としての経歴あり
企業	令和3年6月26日 ～ 令和5年6月30日	
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	兵庫県歯科医師会附属兵庫歯科衛生士学院
設置者名	一般社団法人 兵庫県歯科医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書（シラバス）を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>【作成過程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、12月に各講師へ任期更新について確認を行う。 ・12月中旬に各講師へシラバス作成依頼を発送する。 ・3月中旬に完成。 ・4月10日に学生へ配布。 ・6月1日に当該年度分をホームページへ掲載する。 <p>教育目標を達成できるように運営協議会にて、「目標」「教育項目」「授業内容」「成績評価」を検討し、シラバスへ反映させている。</p>	
授業計画書の公表方法	https://www.hda.or.jp/gakuin/
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学生の成績は、学科試験、レポート、実技試験、その他の方法により考査する。授業科目ごとに、試験の可否は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。レポートおよび提出物（実習レポート、臨床実習日誌等）、実技試験については全てに合格しなければならない。</p> <p>各科目の1/3以上欠席した場合はその科目は未修得とする。臨床・臨地実習においては指定規則に定める時間数の1/5以上欠席した場合は未修得とする。欠席時間数が指定規則に定める時間数の1/5未満の場合は補講を行うことができる。ただし、補講終了期日は教員会の定めるところとし、期日までに終了しなかった場合は未修得とする。</p> <p>遅刻、早退は3回をもって2時間欠席とする。ただし、30分以上の遅刻および早退はその時間科目の授業を欠席とする。</p> <p>追試験・再試験は60/100点以上を合格とする。ただし、追試験の成績は点数の80%をもって判定する。また、再試験は2回限りとする。</p> <p>定められた期間内で実技試験不合格の者に再実技試験を行うことができる。</p>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>授業科目ごとの成績評価を点数(100点満点)に換算した上で、取得した点数の平均を求める。</p>	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>https://www.hda.or.jp/gakuin/</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>兵庫県歯科医師会附属兵庫歯科衛生士学院教員会にて学生の進級・卒業等に関する事項について審議する。 成績の考查内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該学年の総授業時間数の1/3以上欠席した学生は進級または卒業できない。</p> <p>(2) 各学年の修得科目のうち、3科目以上未修得は留年とする。 未修得の科目が1科目ないし2科目の者は進級・卒業審議において就学状況の全般を含め総合的に判断の上、留年もしくは進級・卒業保留とする。 なお、進級・卒業保留者は課題の克服により修得とみなし、保留を解除することができる。</p> <p>(3) 課題克服の期日は、1・2年生は当該学年の3月末日、3年生は教員会の定める期日までとする。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>https://www.hda.or.jp/gakuin/</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	兵庫県歯科医師会附属兵庫歯科衛生士学院
設置者名	一般社団法人 兵庫県歯科医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.hda.or.jp/gakuin/
収支計算書又は損益計算書	https://www.hda.or.jp/gakuin/
財産目録	校内での閲覧
事業報告書	https://www.hda.or.jp/gakuin/
監事による監査報告（書）	https://www.hda.or.jp/gakuin/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	歯科衛生学科	平成7年 文部科学省 告示第7号	—		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	2,656 単位時間/単位	1,342 単位時間 /単位	414 単位時間 /単位	900 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位
		2,656 単位時間/単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240人		222人	0人	10人	55人	65人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） シラバスを作成し、学生へ配布するとともにホームページへ掲載している。
成績評価の基準・方法
（概要） 授業科目ごとに、試験の可否は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。 レポートおよび提出物（実習レポート、臨床実習日誌等）、実技試験については全てに合格しなければならない。
卒業・進級の認定基準
（概要） 当該学年の総授業時間数の1/3以上欠席した学生は進級または卒業できない。 各学年の修得科目のうち、3科目以上未修得は留年とする。未修得の科目が1科目ないし2科目の者は進級・卒業審議において就学状況の全般を含め総合的に判断の上、留年もしくは進級・卒業保留とする。なお、進級・卒業保留者は課題の克服により修得とみなし、保留を解除することができる。

学修支援等
(概要) 担任制を取り学生一人一人と向き合った指導を行っている。特に実技指導においては不安がある学生へ個人指導を行っている。また、体調不良者、成績不良者については早期に学生面談を実施し保護者とも連絡を密に行っている。 スクールカウンセリングを導入し、精神面のサポート体制を整えている。 また、経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金、学校と連携した教育ローンを活用している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
83人 (100%)	1人 (1.2%)	76人 (91.6%)	6人 (7.2%)
(主な就職、業界等) 歯科医院、病院、企業			
(就職指導内容) 教職員の連携を図り、面接やアンケート調査を通じて個々の学生の希望を把握し、個別相談を実施している。また、兵庫県歯科医師会と連携して就職フェアを開催し、多くの歯科医院を知る機会を作っている。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 歯科衛生士免許の取得			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
242人	3人	1.2%
(中途退学の主な理由) 学力不足、進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任制を取り学生一人一人と向き合った指導を行い、体調不良、成績不良者については早期に学生面談を実施している。また、保護者とも連絡を密に行っている。 スクールカウンセリングを導入し、精神面のサポート体制を整えている。 また、経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金、学校と連携した教育ローンを活用している。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生学科	300,000 円	400,000 円	実習費 (1年次) 270,000 円 実習費 (2・3年次) 200,000 円 施設設備費 70,000 円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
ホームページ https://www.hda.or.jp/gakuin/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>学生教育の改善と向上に資することを目的として、学生による授業評価、専任教員間の同僚評価をすでに実施しているが、関係業界等のニーズを踏まえた第三者評価を加えることにより、学校運営の改善と発展を目指す。</p> <p>主な評価項目は、教育理念・目標、学生支援、教育活動、ガバナンス、学校運営、学生支援等とする。</p> <p>委員会の構成は、実務に関する知識、技術、技能について知見を有する者、卒業生、地域住民とする。委員の定数は10名以内とする。</p> <p>評価結果は当該関係者に個別および年1回開催される科目・臨床実習連絡会で評価結果することにより、自己点検・評価の透明性を高める。</p>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
私立医科大学病院 主任教授・診療部長	令和3年6月26日 ～ 令和5年6月30日	有識者
同窓会会長	令和3年6月26日 ～ 令和5年6月30日	卒業生
歯科医院院長	令和3年6月26日 ～ 令和5年6月30日	P T A
企業	令和3年6月26日 ～ 令和5年6月30日	実務に関する知識、技術、 技能について知見を有す る企業の社員

学校関係者評価結果の公表方法
ホームページ https://www.hda.or.jp/gakuin/
第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

ホームページ https://www.hda.or.jp/gakuin/

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	兵庫県歯科医師会附属兵庫歯科衛生士学院
設置者名	一般社団法人 兵庫県歯科医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		19人	22人	22人
内 訳	第Ⅰ区分	－人	11人	
	第Ⅱ区分	－人	－人	
	第Ⅲ区分	－人	－人	
家計急変による支援対象者（年間）				－人
合計（年間）				23人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	一人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間が標準時間数の5割以下)	0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あっては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。